

# 大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定

大阪府

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社

## 大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定

大阪府（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン日本興亜株式会社 関西第一本部（以下「乙」という。）及び損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社 関西第一統括部（以下「丙」という。）は、行方不明高齢者等の早期発見・保護や認知症に対する正しい知識の普及・啓発等を通じた高齢者にやさしい地域づくりの実現を図るため、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、大阪府における急速な高齢化の進展やひとり暮らし高齢者世帯及び認知症高齢者の増加等を見据え、乙、丙並びに本協定の趣旨に賛同する乙及び丙と委託契約のある府内の保険代理店（以下「代理店」という。）の日常業務を通じて、行方不明高齢者等の早期発見・保護、認知症に対する正しい知識の普及・啓発等を、甲、乙及び丙が協力して取り組み、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを実現することを目的とする。

### （甲の役割）

第2条 甲は、府内の市町村に対してこの協定の趣旨の周知を図るとともに、市町村における取組みが円滑に行われるよう、助言や情報提供等必要な支援に努めるものとする。

### （乙及び丙の役割）

第3条 乙及び丙は、府内の拠点において本協定の趣旨の周知を図るとともに、府内の代理店に対しても働きかけを行い、次の各号に掲げる活動に取り組むものとする。

#### （1）行方不明高齢者等の早期発見・保護

乙、丙及び代理店は、行方不明高齢者等の早期発見・保護を図るため、高齢者等が行方不明になったときに、市町村等からの通報を受けて当該高齢者等を探索する「SOS見守りネットワーク」に通常業務に支障のない範囲で協力するものとする。

#### （2）認知症に対する正しい知識の普及・啓発等

- ① 乙及び丙は、乙、丙及び代理店の従業員に対し、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支える認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」の受講を推進する。
- ② 乙、丙及び代理店は、甲及び府内市町村が提供する認知症に対する正しい知識の普及・啓発や高齢者にやさしい地域づくりに関するポスターの掲示及びリーフレット・チラシ等の配布に努めるものとする。

(3) 地域活動支援等

乙、丙及び代理店は、甲及び府内市町村の高齢者施策や地域活動支援に通常業務に支障のない範囲で協力するものとする。

(費用の負担)

第4条 前条の活動に要する費用は乙及び丙の負担とする。

(免責)

第5条 乙、丙及び代理店は、第3条の活動ができなかった場合又は遅れた場合に高齢者に生じた問題について、その責任を負わないものとする。

(個人情報の保護)

第6条 甲、乙及び丙は、乙、丙及び代理店における活動を通じて知り得た情報を第三者に漏らし、又は目的以外に利用してはならない。この協定の有効期間終了後も同様とする。

(相互連携)

第7条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行うなど、相互の連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙協議の上決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。

但し、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙又は丙のいずれかから契約解除の申し出のないときは、この協定を当該有効期間満了の日から起算して1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年3月19日

- 甲 大阪府中央区大手前二丁目1番22号  
大阪府  
大阪府知事 松井 一郎
- 乙 大阪府大阪市西区江戸堀一丁目11番4号  
損害保険ジャパン日本興亜株式会社 関西第一本部  
専務執行役員関西第一本部長 米川 孝
- 丙 大阪府大阪市西区江戸堀一丁目11番4号  
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社 関西第一統括部  
常務執行役員関西第一統括部長 清宮 均